

令和3年度コンテナターミナルにおける
リーファーコンセント代替設備リース料補助事業の実施に関する協定書

東京 2020 大会期間中には、選手やメディア関係者など多くの来訪者が見込まれており、一時的に生鮮食品の需要が増加することが予想されるため、冷凍・冷蔵貨物の輸送に使用されるリーファーコンテナ（冷凍・冷蔵用コンテナ）の輸入数が増加する。

一方、各コンテナターミナルでリーファーコンテナを保管するためのリーファーコンセントは一定数であり、一時的な需要増に対応できずリーファーコンテナの受け入れが困難になることが想定されている。

そのため、港湾管理者としてリーファーコンセントの代替機能を各ターミナルが対応していくことに対して支援することにより、東京 2020 大会期間中も安定した物流機能を維持していくことが必要である。

ついては、「令和3年度コンテナターミナルにおけるリーファーコンセント代替設備リース料補助事業（以下「本事業」という。）」をコンテナ埠頭の一元管理を担う東京港埠頭株式会社と共同で実施する。

本事業を実施にあたり、東京都（以下「甲」という。）及び東京港埠頭株式会社（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙が共同で実施する本事業の実施に必要な基本的事項について定める。

（定義）

第2条 前条の事業とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本事業の周知
- 二 本事業の補助事業者の募集・決定
- 三 本事業の補助事業者に対する履行確認・検査
- 四 本事業の補助事業者に対する補助金の支払
- 五 その他本事業に関する事務局運営

（業務分担）

第3条 本事業の業務は、別紙1の業務分担に基づいて甲及び乙が実施する。

（実施計画）

第4条 本事業の実施にあたっては、甲は乙に対し、事業方針を提示しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲から提示のあった事業方針に基づき、本事業に係る補助要綱を定め、甲に提出の上、承認を得なければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙から提出のあった補助要綱の内容を適当と認めたときは、これを承認し、乙に対して通知する。
- 4 前項の規定により、甲が承認した補助要綱の内容を変更しようとするときは、乙は、甲に対し、補助要綱の変更等申請を提出し、甲の承認を得なければならない。

(経費負担)

第5条 甲は、本事業に要する経費として別表に掲げる経費の負担を行う。

- 2 甲が負担する経費は、金 30,300,000 円を上限とする。

(実施状況報告書等の提出)

第6条 乙は、本事業が終了した時は、速やかに実績報告並びに本事業に要した経費の額及びその内訳について甲に報告しなければならない。

(負担金の請求及び支払)

第7条 甲は、前条の規定により報告された内容について調査・審査を行い、負担金額を確定した上で乙に対して通知する。

- 2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、甲に負担金を請求する。
- 3 甲は、乙から前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、負担金を支払わなければならない。

(経理)

第8条 乙は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 甲は、前項の経理について、必要に応じて帳簿及び証拠書類を確認することができる。

(協定期間)

第9条 この協定書の実施期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(協定の変更)

第10条 この協定書の各条項について変更の必要が生じた場合は、甲及び乙の協議により定める。

(疑義の決定及び定めがない事項)

第11条 この協定書の各条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない

い事項については、甲及び乙の協議により定める。

甲及び乙は、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事

小 池 百 合 子

乙 東京都江東区青海二丁目4番24号
東京港埠頭株式会社 代表取締役社長

服 部

浩

別表

経費の内容	負担上限額
本事業により補助事業者へ支払う補助金	29,700,000 円
消耗品購入等に要する経費、周知等に要する経費	600,000 円
合計	30,300,000 円



区分	分担業務	区分	
		甲	乙
五	補助事業の基本方針の策定	○	
五	補助金交付要綱の作成		○
一	港湾関係団体及び関係機関等との調整	○	
一	コンテナふ頭借受者及び関係機関との調整		○
二	募集要項の作成	○	○
二	補助事業者の募集・決定		○
三	補助事業者に対する履行確認・検査		○
四	補助事業者への補助金の支払		○
五	実績報告		○

※表中「甲」を東京都、「乙」を東京港埠頭株式会社とする。

区分については協定書第2条各号に準ずる。